

令和5年度 さいたま市立与野東中学校いじめ防止基本方針

I はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こり得る」という基本認識の下、本校全生徒が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめが起きない学校をつくるため、いじめを許さない集団をつくるため、また、いじめがあった場合組織を挙げて素早く対応するため、「さいたま市立与野東中学校いじめ防止基本方針」を策定した。また、生徒会を中心に学校スローガンを作成し、全校生徒へ伝達することや、クラスごとスローガンを作成するなど生徒自らいじめをしない、させない雰囲気づくりを推進している。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合は、速やかに、学校いじめ対策委員会に当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 2 学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応する。
- 3 いじめる生徒に対し、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で支援するとともに、いじめる生徒が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- 4 学校の教育活動全体を通じて、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、生徒への指導を組織的に行う。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。また、「けんかやふざけ合い」であっても見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、生徒の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

Ⅳ 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- (1) 目的 与野東中学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、与野東中学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成し、いじめ防止等の対策を行うものとする。
- (2) 構成員 校長、教頭、生徒指導主任、各学年生徒指導担当者、各学年主任、特別支援学級主任、教育相談主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、さわやか相談員、スクールカウンセラー、学校地域連携コーディネーター、学校評議員
※必要に応じてスクールソーシャルワーカー、医師、弁護士、警察官経験者など構成員以外の関係者を招集し、対応する。
- (3) 開催 ア 定例会（原則、年3回程度開催）
イ 校内部会（原則週1回の生徒指導部会が兼ねる）
ウ 臨時部会（必要に応じ、校長が、必要なメンバーを招集して開催）
- (4) 内容 ア 学校基本方針に基づく取組の実施、取組の進捗状況の確認、定期的検証
イ 教職員の共通理解と意識啓発
ウ 生徒に対する意識啓発、意見聴取
エ 保護者・地域に対する情報発信、意識啓発、意見聴取
オ 個別面談や相談の実施・関係者への連絡
カ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の状況の集約
キ 発見されたいじめ事案への対応、今後の対策の策定
ク 構成員の決定
ケ 重大事案への対応、関係機関との連携支援

Ⅴ いじめの未然防止

1 道徳教育の充実

- (1) 教育活動全体を通して
 - 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教員を中心に、全教員の協力の下、道徳教育を行う。
 - いじめ防止対策と関連した、全体計画を作成する。
- (2) 道徳の時間を通して
 - 「いじめ撲滅強化月間」（6月）に、「2 主として他の人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する

2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

- 実施要項に基づき、以下の内容について取り組む。
 - ・校長による朝礼時の講話
 - ・生徒会いじめ対策委による朝礼時の啓発活動及び小・中連携による取組（スローガンの作成・あいさつ運動の実施）

3 「人間関係プログラム」を通して

(1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

- ・生徒相互の信頼関係を築き、自己開示、自己表現ができる学級づくりを行う。
- ・会話において必要となる基本的なスキルを身につけさせる。
- ・相手とトラブルなく円滑に自分の意思を伝えるスキルを身につけさせる。
- ・自らの気持ち、考え、主張などを率直に、その場にふさわしい方法で表現する力を身につけさせる。

○授業の時期：毎学期始めと学期末に実施。

(2) 直接体験の場や機会を通して

- ・教育活動全体を通じて、「人間関係プログラム」を通じて培ったスキルや力を活用し、定着を図る。
- ・身に付けたスキルを家庭や地域生活で活かせるよう、保護者会や地域との懇談会等を活用し、紹介し、啓発活動を行う。

4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

○生徒が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。友達や、場合により信頼できる大人に相談できるようにする。

○授業の時期：1年生 7月 2年生 7月 3年生 5月

5 メディアリテラシー教育を通して

○「携帯・インターネット安全教室」の実施

○生徒の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を向上させ、いじめの未然防止に努める。

○実施時期：7月

6 「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」を通して

○幼児と触れ合い、幼く小さな者を慈しむ心をはぐくみ、自他の生命を大切にできる生徒の育成をねらいとして、いじめのない集団づくりに努める。

○実施時期：3年生 10月（調整中）

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童生徒の観察

- ・担任・部活動顧問による観察

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- ・実施時期 1学期（4月） 2学期（9月） 3学期（1月）
- ・面談した生徒について状況把握をするとともに面談者が記録をとり、保存する。
- ・教育相談委員会を通じての状況把握

3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

- ・担任・学年からの報告による状況把握
- ・いじめ対策委員会校内委員会での状況把握

4 教育相談週間（日）の実施

- ・年3回、5月・9月・1月に教育相談週間を設定する。
- ・個別面談、生徒アンケートによる情報収集

5 保護者アンケートの実施

- ・年1回、2学期（11月）に実施する。
- ・アンケートの実施を通じての情報収集
- ・教育相談委員会を通じての状況把握

6 地域からの情報収集

- ・主任児童委員、民生・児童委員からの情報収集
- ・自治会長、地域保護者からの情報収集

VII いじめの対応

学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得ることから、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、学校の組織的な対応につなげていく体制を整備する。

職員・関係者	対 応 内 容
校長	いじめについて、状況の確認を命じるとともにいじめ対策委員会を開催する。 市教育委員会への報告及び関係機関との連携を行う。
教頭	いじめの報告があった際は、すぐ、校長へ報告する。情報を集約・整理し、職員間の共有化を行う。いじめ対策委員会の事務を行う。
教務主任	教頭を助け、情報を集約・整理する。いじめ対策委員会の事務を行う。
担任	情報を収集し、学年主任へ報告する。学年主任不在の場合は、教務主任もしくは教頭に報告する。場合により、関係生徒との面談を行う。
学年生徒指導担当	担任を助け、情報を収集し、学年主任へ報告する。学年主任不在の場合は、教務主任もしくは教頭に報告する。場合により、関係生徒との面談を行う。
学年主任	当該学年の情報を集約し、教頭・生徒指導主任へ報告する。学年での対応の指揮をとる。
生徒指導主任	教頭を助け、情報を集約・整理する。関係生徒の過去の事例を調べ報告する。学年生徒指導担当者との情報の共有化を図る。記録を取り、教育委員会への報告に備える。
教育相談主任	当該生徒、関係生徒との面談を組織する。教育相談的資料、意見を用意し、いじめ対策委員会の審議を助ける。
特別支援教育 コーディネーター	特別支援教育の視点から意見を述べ、いじめ対策委員会の審議を助ける。

養護教諭	生徒の身体的、精神的安全の観点から状況を把握し、当該生徒・保護者へ助言する。
部活動顧問	当該部活生徒の情報を集約し、教頭・生徒指導主任へ報告する。当該生徒との面談を行う。
さわやか相談員	生徒、関係生徒との面談を行い、生徒を心理面で支える。また、知りえたいじめ等に関する情報を校長に報告する。
スクール カウンセラー	教職員・保護者に対し、教育心理の視点から助言する。また、場合により当該生徒との面談を行う。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 「いじめに係る対応の手引き」に基づき、生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対応を確実に行う。

ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ・ 年間30日を目安とする。
- ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対応を行う。

ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

＜学校を調査主体とした場合＞

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童（生徒）及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

＜教育委員会が調査主体となる場合＞

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

Ⅸ 研修

1 職員会議

- ・学校いじめ防止基本方針について、4月中の職員会議で周知徹底を図る。
また、適宜研修を行う。
- ・いじめ撲滅強化月間の取組やアンケート結果等について、評価、検証する。

2 校内研修

(1) わかる授業の工夫、実践に係る研修

基礎学力の定着を目指し、わかる授業とやる気を引き出す評価の工夫について、校内研修を通して組織的に取り組む。

(2) 生徒指導・教育相談に係る研修

個々の課題を抱えた生徒についての事例研修など、組織的な生徒指導体制の構築を図る。

Ⅹ PDCAサイクル

より実効性の高いいじめの防止等の取り組みを実施するため、学校基本方針が学校の実情に即して機能しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを行う。

1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定

○各学期に検証を行う。

2 いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定

○いじめ対策委員会（定例会）は、原則6月、2月に実施する。

○校内研修は、適宜実施する。